
虐待を受けた高齢透析患者の分離保護

特別養護老人ホーム こくら庵

○江嶋祐介 小松利恵子 藤原久子 船越 哲

【背景】

当施設は、透析施設に併設し透析患者を受け入れている、地域では数少ない特別養護老人ホームである。今回、擁護者による虐待で措置入居となった透析患者 2 名を経験した。

【症例 1】

年齢 82 歳女性、要介護 2、生活保護を受け独居、介護タクシーを利用し透析通院を行っていたが、生活支援を担っていた別居の長男より頻回の暴行を受け、分離保護対応の入院を経て特養に措置入居した。

【症例 2】

年齢 80 歳女性、要介護 2、次男と同居。次男の介助でバスを利用し透析通院を行っていた。次男からの頻回の暴行が明らかとなり、透析通院日に特養に措置入居し、併設の透析施設へ転院とした。

【考察】

分離保護措置の対応においては、透析施設・介護関係者の情報共有と対応統一が最重要であり、加えて行政・所轄警察等との連携も必要である。今回の擁護者による虐待事例では、高齢者の急激なADLの低下や認知機能の低下に対する擁護者の受入れ(病識の低さと社会資源に対する知識の低さ)が背景にあると考える。